

1. 全体会議

- 1) 中日商標交流会開幕式
- 2) 意匠特許権の判断についての講演
- 3) 日本弁理士制度の紹介
- 4) 日本商標制度の概観についての説明
- 5) 中国商標法、商標法実施細則修正についての説明
- 6) 関係企業からの偽造品防止の経験紹介
- 7) その他

2. 日本側参加者

副会長 渡辺 一平

委員長 佐藤 辰彦

副委員長 黒瀬 雅志 中川 博司 廣瀬 哲夫

委員 川添不美雄 木村 三朗 古関 宏 鷲 健志 杉村 純子

鷹取 政信 津国 肇 中山 健一 水野 清 山田 行一

事務局 徐 涵 山越 亨

3. 国側の主な参加者

副会長 須一平 秘書長 曹中強

他に交流会参加者多数

4. 交流内容

1) 中日商標交流会開幕式

中華商標協会副会長（須一平）による挨拶、日本弁理士会副会長（渡辺一平）による挨拶、訪中団副団長及び産業競争力推進委員会委員長（佐藤辰彦）による団員の紹介、中華商標協会秘書長（曹中強）による中華商標協会の活動説明が行われた。

2) 意匠特許権の判断についての講演

北京市高級裁判所知的財産権庁副庁長（程永順）が、「意匠特許権の判断」という演題の下で、意匠の保護対象、保護範囲、意匠の要点、色の限定、判定、侵害などを説明した。

3) 日本弁理士制度の紹介

日本弁理士会副会長（渡辺一平）が、日本弁理士会の概要として、沿革、業務範囲、資格付与制度、弁理士登録制度、弁理士の義務、処分、特許業務法人、分布などを説明した。

4) 日本商標制度の概観についての説明

団員（中山健一）が、日本の商標制度として、法目的、登録主義、先願主義、審査主義、権利取得、維持、活用、争訟などを説明した。

5) 中国商標法、商標法実施細則修正についての説明

国家工商行政管理局商標局員（董葆霖？）が、改正法の特徴として、出願権の譲渡、区分的拒絶、不使用取消審判、著名商標の保護強化、商標の合理的使用、行政罰則の強化、3倍賠償制度、忌避制度などを説明した。

6) 関係企業からの偽造品防止の経験紹介

浙江步森集団有限公司（以下、フシン社）の名誉理事長（寿彩風）が、偽造品防止の経験談を披露した。偽造品対策として、類似商標の登録、偽造の早期調査、行政管理局への報告、中華商標協会との情報交換が紹介された。

7) その他

人脈交流を図るために、交流会の参加者全員による宴会が催された。

5. 交流会に関する所感

午前9時から午後5時半の時間で、1)から6)までのスケジュールを手際よく消化した。これは、日本側と中国側が綿密に準備し、協力し、持ち時間を厳守した成果である。覚書で合意した「一致協力」にも期待できそうである。

1) 中日商標交流会開幕式

中華商標協会副会長と日本弁理士会副会長は、中華商標協会と日本弁理士会との間で締結された覚書に触れた。覚書では、偽ブランド品製造などの行為を一掃する模倣品対策を一致協力して行うことに合意するもので、中国内の模倣行為に対する抑止力を期待したい。

訪中団副団長が団員を一人ずつ紹介したお陰で、交流会参加者は、どの場所に、どの団員が座っているかが分かり、個別的アプローチが容易になった。

中華商標協会秘書長の説明で印象に残ったのは、商標百周年を記念して、商標の知識を広める為にTV番組を企画している点である。中国内で商標の知識が広がれば、「模倣は悪いことである」という意識が高まり、模倣対策にも追い風になる。是非、実現してほしい。

2) 意匠特許権の判断についての講演

北京市高級裁判所知的財産権庁副庁長の話は、全く中国意匠法の知識がない私にとって、全てが新鮮で興味深かった。特に、

出願日に存在する意匠は保護対象ではないので、公知意匠の抗弁が侵害被疑者には有効であること、

意匠に重要部と公知部がある場合、重要部が一致しなければ侵害にならないこと、

重要部が複数あり、一部の重要部は一致するが他の重要部が異なり、その結果、消費者が混同しなければ侵害にはならないこと、

同一意匠であっても同類でなければ侵害にはならないこと、同類か否かの判断は、意匠の分類表だけでなく、販売状況を考慮しなければならないこと、

消費者の混同を重視し、侵害者の故意や過失は判断しないこと、

等である。

3) 日本弁理士制度の紹介

最近、弁理士制度に関連した法改正、業務範囲の拡大、倫理規定の導入などが続いているので、簡潔に纏められた最新情報として有用だと思う。

4) 日本商標制度の概観についての説明

出願から権利侵害まで広範囲に至り、簡潔にまとめた説明だったので、交流会の参加者が日本商標制度を理解する上で参考になると思う。

5) 中国商標法、商標法実施細則修正についての説明

TRIP を考慮し、訴訟提起前に差し止め等の仮処分ができるようになったことに加えて、これが中国民事訴訟法にも規定されていなかった画期的改正であることが説明された。また、行政局による摘発強化、被害者に対する賠償強化が説明され、日本側にとっては、歓迎すべき大改正であるという印象を受けた。

しかし、どんなにすばらしい法律でも、きちんと運用されなければ...と一抹の不安を感じながらも、今後を期待したい。

6) 関係企業からの偽造品防止の経験紹介

紹介者は、Y シャツを製造、販売するフシン社の名誉理事長兼中華商標局副会長である。迫力のある生々しい体験に参加者の大半が聞き入った。とても、興味深い話であった。特に印象付けられたのは、徹底した商標戦略（類似商標は全て登録）と行動力（スパイの雇用、侵害現場への踏み込み）である。

7) その他

交流会、宴会を通じて、参加者は、とても友好的で、親近感が持てた。そのため、昔からの友人のように、意気投合しやすさを感じた。

しかし、交流会参加者の中には、英語を話せない参加者が意外と多かった。日中間で共通する漢字は少なくないと思うが、それだけで十分なコミュニケーションを図ることはできない。「一致協力」が成功するか否か、コミュニケーションがポイントになりそうである。

以上